

## 小郡市告示26号

小郡市介護保険住宅改修支援助成金交付事業実施要綱を次のように定める。

平成22年3月10日

小郡市長 平安 正知

### 小郡市介護保険住宅改修支援助成金交付事業実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」と総称する。）の支給に関して、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項第3号及び第94条第1項第3号の規定により住宅改修が必要と認められる理由が記載されているもの（以下「理由書」という。）を作成した者に対する小郡市介護保険住宅改修支援助成金の交付に関し、必要な事項を規定するものとする。

#### (対象者)

第2条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、理由書を作成した者であって、次の各号に掲げるいずれにも該当する個人又は法人格を有する事業所とする。

- (1) 理由書作成の依頼者である居宅要介護（支援）被保険者が、工事着工日の属する月において居宅介護支援又は介護予防支援の提供を受けていないこと。
- (2) 理由書の作成経費として、いかなる対価も受領していないこと。
- (3) 次の各号に掲げるいずれかに該当すること。
  - ア 指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所又は介護保険施設に属する介護支援専門員
  - イ 保健師
  - ウ 作業療法士
  - エ 理学療法士
  - オ 福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上合格者

#### (助成金)

第3条 助成金の額は、理由書1件当たり2,000円とする。

#### (交付申請)

第4条 本事業の助成金の交付を受けようとする対象者は、小郡市介護保険住宅改修支援助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項規定による交付申請後、第2条の規定に該当しないことが判明した場合又は当該住宅改修工事が不

支給決定となった場合は、速やかに小郡市介護保険住宅改修支援助成金交付申請取下届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

3 助成金の申請及び交付の時期は、別表のとおりとする。

（交付決定）

第5条 市長は、前条1項の規定により提出された申請書を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、小郡市介護保険住宅改修支援助成金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（関係書類の整理）

第6条 助成金の交付を受けた者は、この要綱に係る関係書類を整備し、助成金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（助成金の停止又は返還）

第7条 市長は、提出書類に虚偽の記載があると認めたとき、又は助成金の請求若しくは受領に関し不正な行為があったと認めたときは、助成金の交付を停止し、又は返還させることができる。

2 前項に該当した者のうち、これを故意に行った者については、助成金の交付停止、又は返還が決定した日より1年間当該助成金の申請をすることができないものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表

住宅改修支援助成金の交付申請の時期

対象月（完了届が提出された月）	申請月	助成金交付月
4～6月	7, 8月	9月
7～9月	10, 11月	12月
10～12月	1, 2月	3月
1～3月	4月	5月

附 則

この告示は、平成22年4月1日より施行し、平成22年4月1日以後に作成された理由書から適用する。